

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

株式会社マーケットエンタープライズ
代表取締役社長・CEO 小林 泰士
取締役管理本部長・CFO 今村 健一

実務対応報告公開草案第52号についてのコメント

質問1から4について

回答 下記、4点の理由から、本提案には同意しない

- 理由
- ①：論点の対象として挙げられている、有償新株予約権については、発行体と利害関係を有さない独立した第三者評価機関により算定された公正価値に基づき、付与対象者が自らの意思に基づき当該価値相当の金銭を対価として支払うことで成立するものである。よって、報酬性はないものと考えられる。
 - ②：本事案は、あくまでも公正価値での新株予約権への投資制度であるため、株価下落など、新株予約権取得者が当初の取得時に払い込んだ投資元本が毀損する可能性があり、損失が発生するリスクを孕むものである。一方、マイナス（本事例で言うところの元本毀損）が発生する類のものは、企業が運営する報酬制度としては成立し得ない。
 - ③：本事案は、公正価値での発行であることから、付与対象者について、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、税務上給与所得ではないという扱いになっている。
 - ④：有償として公正価値相当額の金銭の実際払込みがあるために、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」（改訂版）（平成28年5月20日公表）に「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」と明確な文言が掲げられており、会社法・税法に問題が無い中、会計規則のみが真逆の取扱となっている。

なお、質問に対する直接的なコメントではないが、有償新株予約権については、特にベンチャー企業において、有用な資本政策の手段として活用されており、本提案は企業における資本政策に著しい制約を付するものと考えられる。このことが、ベンチャー企業の、ひいては日本における新規産業育成の阻害要因になる可能性があるものと推察されることを、申し添える。

以上